

平成31年度 国保制度の主な改正について

1. 課税限度額の引上げ

- ① 保険税の基礎課税額(医療分)の課税限度額を61万円(現行58万円)に引き上げる。

【影響額】 ※H30年度本算定時の加入状況をもとに試算
影響を受けるのは45世帯。うち41世帯が増額分の3万円負担増。

2. 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準変更(低所得者に係る保険税軽減の拡充)

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘ずべき金額を28万円(現行27.5万円)に引き上げる。

【改正後】 世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『33万円 + 被保者数 × 28万円』以下で軽減該当

- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘ずべき金額を51万円(現行50万円)に引き上げる。

【改正後】 世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『33万円 + 被保者数 × 51万円』以下で軽減該当

【影響額】 ※H30年度本算定時の加入状況をもとに試算
新たに軽減対象となる世帯は23世帯、軽減額は862千円

3. 旧被扶養者に係る条例減免期間の見直し

【制度概要】 社保だった旦那さんが75歳になって後期高齢に加入することにより社保扶養だった奥さんが国保に入るといった場合に、これまで保険料負担がなかったことを考慮して国保税の均等割・平等割を5割に減免する制度。減免額は国の特別調整交付金の対象となる。開始当初は加入後2年間の減免だったが、後期高齢の同様の減免が「当分の間」へ変更されたことにより国保税の減免も「当分の間」となっていたもの。

- 後期高齢の同様の減免が平成31年4月から「当分の間」が「2年間」に変更されることに合わせ、国保税の減免も本来の「2年間」に変更するもの。

国保税条例は改正不要。取扱要領の一部改正が必要になる。

【影響額】
平成31年度当初から減免対象でなくなる方：9名・213,600円
平成31年度途中から減免対象でなくなる方：3名・31,200円

平成 31 年度 国民健康保険税率について

見附市の国保の税率は新潟県から示される平成 31 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険率を参考にして、見附市国保で決定します。

県から示された納付金等の数値及びそれを参考に算定した見附市国民健康保険税率案は以下のとおりです。保険税率を改正するため国民健康保険税条例の改正案を 3 月市議会に上程します。

1. 県が示した国民健康保険事業費納付金及び標準保険率

(1) 国民健康保険事業費納付金

見附市から県への納付額（一般分）：873,160,066 円（前年度比+40,212,997）円

(2) 県の示した標準保険料率 ()内は、現行の見附市国保税率

区 分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.36% (6.90%)	23,593 円 (21,900 円)	17,322 円 (15,900 円)
後期高齢者支援金分	3.05% (2.90%)	9,473 円 (9,000 円)	6,955 円 (6,500 円)
介護納付金分	2.84% (2.10%)	17,874 円 (13,000 円)	—
合計【現行との差】	13.25%【+1.35%】	50,940 円【7,040 円】	24,277 円【1,877 円】

※現行と比べ、1 人当たり年間税額が 11,484 円増。改定率 12.1%

2. 国民健康保険税の収入必要額

$$\boxed{\text{国民健康保険税の収入必要額}} = \boxed{\text{見附市国保から県への納付金額}} + \boxed{\text{特定検診費用助成・出産一時金などを見附市国保が支払うのに必要な額}} - \boxed{\text{国・県からの交付金}}$$

○この計算から

国民健康保険税（一般現年度分）収入必要額：756,000,000 円 …①

3. 基金繰入による税率の上げ幅抑制の検討

税率据置の場合の税収入不足見込み額：56,688,958 円

- (1) このうち 3,400 万円分（医療分 1,800 万円、後期支援分 500 万円、介護分 1,100 万円）は過年度精算による影響により H30 より納付金額が増額した分。この分を基金繰入により充当する。

国保財政調整基金繰入額：34,000,000 円 …②

※財政調整基金の保有額（3 月補正後）：1 億 642,203 円（平成 30 年度末現在）

(2) 見附市税率改正案

区 分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.10%	22,200 円	16,300 円
後期高齢者支援金分	3.00%	9,100 円	6,600 円
介護納付金分	2.70%	14,700 円	—
合計	12.80%	46,000 円	22,900 円

※現行と比べ 1 人当たり年間税額が 5,575 円増。改定率 5.9%

4. 市税率案による保険税額の試算

保険税の試算にもちいる平成 31 年度の世帯数・被保険者数等は過去の実績数値から推計した。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 【推計】	平成 31 年度 【推計】
加入世帯数	5,251 世帯	5,058 世帯	4,934 世帯	4,786 世帯
被保険者数	8,755 人	8,326 人	8,015 人	7,656 人
介護 2 号被保数	2,788 人	2,531 人	2,341 人	2,130 人

3 (2) の市税率案と推計被保険者数をもとに平成 31 年度の保険税総額を試算し、収入見込み額を算出（収納率 96.5% で試算。軽減対象者の基盤安定繰入金含む）。

保険税の収入見込み額 ： 722,560,000 円 …③

5. 国保税収入見込額（③）＋基金繰入金（②）と国保税収入必要額（①）との比較

722,560,000 円（③） ＋ 34,000,000 円（②） ＝ 756,560,000 円

独自税率および基金繰入により国保税収入必要額（①）756,000,000 円を確保することができます。

6. 税率改正による影響額と改定率

区 分	現行税率による 税額	改正税率による 税額	差引	改定率
1 人当たり	94,554 円	100,129 円	5,575 円	5.9%
1 世帯当たり	138,388 円	144,894 円	6,506 円	4.7%

※ 税額モデルケースを資料 3 - 3 に提示

平成31年度 国民健康保険事業費納付金(一般被保険者分)の状況

単位 : 円

市町村名	被保険者数	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			
		各市町村の納付金	1人当たり納付金	20市順位	各市町村の納付金	1人当たり納付金	20市順位	被保険者数	各市町村の納付金	1人当たり納付金	20市順位
新潟市	159,600人	13,273,370,860	83,166	19	4,662,988,894	29,217	19	47,172人	1,568,136,318	33,243	13
長岡市	51,047人	4,058,730,057	79,510	16	1,467,748,525	28,753	15	14,133人	532,694,869	37,692	20
上越市	36,965人	3,148,393,202	85,172	20	1,032,675,723	27,937	9	9,910人	301,972,975	30,472	2
三条市	19,213人	1,470,410,139	76,532	12	541,411,195	28,179	10	5,879人	193,136,422	32,852	12
柏崎市	17,394人	1,379,921,355	79,333	15	476,170,295	27,376	6	4,686人	158,102,606	33,739	14
新発田市	20,218人	1,569,216,636	77,615	13	576,269,460	28,503	13	5,995人	193,483,707	32,274	7
小千谷市	7,409人	502,128,321	67,773	1	209,663,868	28,299	12	1,916人	62,248,296	32,489	10
加茂市	6,093人	438,184,138	71,916	4	161,513,635	26,508	1	1,891人	59,395,537	31,410	4
見附市	7,872人	576,519,149	73,237	10	218,463,886	27,752	8	2,184人	78,177,031	35,795	19
村上市	12,906人	1,047,607,462	81,172	18	350,969,291	27,194	4	3,835人	124,485,871	32,460	9
糸魚川市	8,524人	621,260,236	72,884	7	240,828,880	28,253	11	2,213人	78,978,081	35,688	18
妙高市	6,691人	456,902,128	68,286	2	178,887,054	26,735	2	1,801人	46,897,789	26,040	1
五泉市	10,936人	796,244,850	72,810	6	298,850,332	27,327	5	3,324人	108,156,714	32,538	11
阿賀野市	9,544人	721,906,648	75,640	11	276,913,816	29,014	17	2,920人	99,163,718	33,960	15
佐渡市	14,207人	1,036,744,345	72,974	8	381,185,628	26,831	3	4,464人	136,107,461	30,490	3
魚沼市	7,975人	583,629,773	73,182	9	231,580,699	29,038	18	2,357人	75,115,495	31,869	6
南魚沼市	12,391人	859,812,604	69,390	3	379,243,746	30,606	20	3,629人	125,811,160	34,668	17
十日町市	11,561人	839,897,246	72,649	5	318,829,207	27,578	7	3,403人	107,219,239	31,507	5
胎内市	6,535人	515,616,760	78,901	14	187,507,393	28,693	14	1,826人	59,258,769	32,453	8
燕市	15,564人	1,254,033,049	80,573	17	449,897,851	28,906	16	4,787人	162,804,935	34,010	16

H31税額モデルケース ※()内は月額

※()内は月額

資料3-3【6審議①】

世帯所得額	区分		単身者(30歳代) ※ 介護分なし		単身者(50歳代) ※ 介護分あり		2人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代) ※ 所得は世帯主のみ ※ 夫婦 介護分あり		3人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代、子1人) ※ 所得は世帯主のみ ※ 夫婦 介護分あり		4人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代、子2人) ※ 所得は世帯主のみ ※ 夫婦 介護分あり	
			現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
33万円以下	年税額	世帯	15,900円	16,200円	19,800円	20,600円	33,000円	34,400円	42,300円	43,800円	51,600円	53,200円
	増減額	世帯	300円 (25円)		800円 (67円)		1,400円 (117円)		1,500円 (125円)		1,600円 (133円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	15,900円	16,200円	19,800円	20,600円	16,500円	17,200円	14,100円	14,600円	12,900円	13,300円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	300円 (25円)		800円 (67円)		700円 (58円)		500円 (42円)		400円 (33円)	
	改定率	世帯	7割軽減	1.9%	7割軽減	4.0%	7割軽減	4.2%	7割軽減	3.6%	7割軽減	3.1%
100万円	年税額	世帯	118,900円	121,800円	145,900円	154,500円	167,700円	177,600円	150,100円	158,700円	165,500円	174,400円
	増減額	世帯	2,900円 (242円)		8,600円 (717円)		9,900円 (825円)		8,600円 (717円)		8,900円 (742円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	118,900円	121,800円	145,900円	154,500円	83,850円	88,800円	50,033円	52,900円	41,375円	43,600円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	2,900円 (242円)		8,600円 (717円)		4,950円 (413円)		2,867円 (239円)		2,225円 (185円)	
	改定率	世帯	2.4%	2.4%	5.9%	5.9%	2割軽減	5.9%	5割軽減	5.7%	5割軽減	5.4%
200万円	年税額	世帯	216,900円	222,800円	264,900円	282,500円	308,800円	328,500円	339,700円	359,800円	336,200円	355,700円
	増減額	世帯	5,900円 (492円)		17,600円 (1,467円)		19,700円 (1,642円)		20,100円 (1,675円)		19,500円 (1,625円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	216,900円	222,800円	264,900円	282,500円	154,400円	164,250円	113,233円	119,933円	84,050円	88,925円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	5,900円 (492円)		17,600円 (1,467円)		9,850円 (821円)		6,700円 (558円)		4,875円 (406円)	
	改定率	世帯	2.7%	2.7%	6.6%	6.6%	6.4%	6.4%	5.9%	5.9%	2割軽減	5.8%
300万円	年税額	世帯	314,900円	323,800円	383,900円	410,800円	427,800円	456,500円	458,700円	487,800円	489,600円	519,100円
	増減額	世帯	8,900円 (742円)		26,900円 (2,242円)		28,700円 (2,392円)		29,100円 (2,425円)		29,500円 (2,458円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	314,900円	323,800円	383,900円	410,800円	213,900円	228,250円	152,900円	162,600円	122,400円	129,775円
	増減額	世帯員1人当たりの平均	8,900円 (742円)		26,900円 (2,242円)		14,350円 (1,196円)		9,700円 (808円)		7,375円 (615円)	
	改定率	世帯	2.8%	2.8%	7.0%	7.0%	6.7%	6.7%	6.3%	6.3%	6.0%	6.0%

平成 31 年度 見附市国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

しかし、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の保険と比較して高く、加えて、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

当市の国民健康保険では、平成 31 年 1 月末現在で全市世帯の 33.2%にあたる 4,947 世帯が加入し、総人口の 19.7%にあたる 7,974 人が被保険者となっており、加入世帯数、被保険者数ともに、減少傾向が続く一方で、1 人当たり医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれます。

こうした状況のもと、平成 30 年 4 月からは、国の財政支援の拡充により国保の財政基盤が強化されるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担う新たな国保制度が始まりました。

新潟県においては、制度変更以前から県、県内市町村及び国保連合会で構成される新潟県国民健康保険連携会議及び検討部会を設置し、円滑な制度移行ができるよう意見調整を行ってきましたが、制度変更以後も引き続き連携会議等を開催し、情報共有と連携を図っているところです。

今後も、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進していく必要があります。

今年度の事業運営にあたっては、被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進めることとします。

1 財政安定化対策

依然として国保財政は厳しい状況が続いていますが、平成 30 年度からの新制度では、県が財政運営の責任主体となり、県が示す国民健康保険事業費納付金を県へ納付する一方で、保険給付費の全額が保険給付費等交付金として県から交付される仕組みとなりました。

財政安定化のためには適正税率による課税が重要であり、このため税率改正については、県から示される標準税率を参考にしながら毎年度実施することを原則として、改正の要否を検討することとします。

なお、平成 32 年度の保険税率は、県が平成 32 年 1 月中旬に示す国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を参考に算定し、2 月の国保運営協議会の審議を経て、3 月の市議会で決定されることとなります。

2 保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施します。

- ① 滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努めます。
- ② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易と期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行います。
- ③ 口座振替による収納は、納期限内納付による収納率向上に寄与するため、一層の推進に努

めます。

- ④ 納付書による納付については、金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアでの納付により被保険者の利便性を高めます。
- ⑤ 平成 31 年度 収納率数値目標
現年度分 : 96.7% (平成 29 年度 実績 96.81% 平成 30 年度 目標 96.7%)
滞納繰越分 : ~~18.7~~ 24.2% (平成 29 年度 実績 34.56% 平成 30 年度 目標 18.7%)

3 適用の適正化対策

- ① 日本年金機構と連携を図り、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金等の資格を取得した者のうち国保と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して異動手続きを促すものとします。
また、国民年金第 2 号被保険者資格喪失一覧表を活用し、会社等を退職し厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとします。
- ② 国民健康保険税の適正賦課及び保険税の軽減適用の適正化を図るため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行います。

4 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を 3 人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたります。
- ② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行います。
- ③ レセプト点検から重複受診者等を抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施します。
- ④ 被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、国保連合会の共同事業により保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を通知します。
- ⑤ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点から国保連合会の共同事業によりジェネリック医薬品差額通知を年 3 回通知します。また、ジェネリック医薬品希望カードを保険証更新時に全国保世帯に配布します。

5 保健事業の推進

疾病の予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防を図り、健康でいきいきと充実した生活を送ることができるよう次の取組を実施します。

- ① 平成 30 年度から 6 ヶ年を計画期間とする第 2 期データヘルス計画を活用し、見附市の健康課題を明確にした上で保健担当部署と連携し、効率的な保健事業を実施します。
- ② 人間ドック、脳ドックの費用助成

名 称	対 象 者	助成割合	定員 (予定)
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割以内	260 名
脳ドック	〃	〃	100 名

- ③ 国保健康だよりの発行など医療費分析結果等を反映させたポピュレーションアプローチの

取組を強化します。

- ④ メタボリックシンドローム該当者及び予備群には生活習慣病の重症化を予防するため、個別指導や個別訪問を実施するなどハイリスクアプローチの取組を強化します。
- ⑤ 特定健診については、節目年齢（40・50・60歳）の被保険者を対象とした料金の無料化や未受診者訪問等による受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。
あわせて、健診結果説明会に際しては、同時に初回面談も行い、保健指導の実施率の向上を図ります。

6 広報活動の推進

- ① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行（年3回 7月、11月、3月）及び市広報、市ホームページへの情報掲載を行います。
- ② 国民健康保険税の納税通知書の送付（7月）に際し、税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封し制度の周知を図ります。

7 会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職員関係
4月		国保担当課長会議（県） 国保担当者会議（県） 国保連携会議財政関係検討部会（県）※以降毎月
5月		国保初任者研修会（県）
6月		国保担当者研修会（国保連合会）
7月		
8月	県運協連絡会 総会及び研修会 協議会開催 平成30年度決算報告及び事業報告	
9月		
10月		第三者行為担当者研修会（国保連合会）
11月		レセプト点検事務研修会（国保連合会）
12月		保健事業支援・評価委員会（国保連合会）
1月		
2月	協議会開催 事業計画、予算、平成32年度保険税率改正について	
3月		

平成31年度見附市国民健康保険事業特別会計予算案

(単位:円)

歳入		H31 予算額	H30 当初予算額	比較	前年度比
1	国民健康保険税	605,650,000	600,827,000	4,823,000	100.8%
2	一 般 分	604,370,000	595,028,000	9,342,000	101.6%
3	医療分現年分	384,360,000	378,287,000	6,073,000	101.6%
4	支援分現年分	155,300,000	154,606,000	694,000	100.4%
5	介護分現年分	49,610,000	44,935,000	4,675,000	110.4%
6	医療分滞繰分	10,000,000	11,500,000	△ 1,500,000	87.0%
7	支援分滞繰分	3,600,000	3,800,000	△ 200,000	94.7%
8	介護分滞繰分	1,500,000	1,900,000	△ 400,000	78.9%
9	退 職 者 分	1,280,000	5,799,000	△ 4,519,000	22.1%
10	医療分現年分	580,000	2,632,000	△ 2,052,000	22.0%
11	支援分現年分	220,000	1,195,000	△ 975,000	18.4%
12	介護分現年分	210,000	1,252,000	△ 1,042,000	16.8%
13	医療分滞繰分	160,000	440,000	△ 280,000	36.4%
14	支援分滞繰分	60,000	140,000	△ 80,000	42.9%
15	介護分滞繰分	50,000	140,000	△ 90,000	35.7%
16	督促手数料	400,000	400,000	0	100.0%
17	県 補 助 金	2,533,769,000	2,672,561,000	△ 138,792,000	94.8%
18	普通交付金	2,490,620,000	2,628,370,000	△ 137,750,000	94.8%
19	保険者努力支援	17,977,000	19,538,000	△ 1,561,000	92.0%
20	特別調整交付金分	1,000,000	0	1,000,000	皆増
21	県繰入2号	12,172,000	11,853,000	319,000	102.7%
22	特定健康診査等負担金	12,000,000	12,800,000	△ 800,000	93.8%
23	財政安定化基金交付金	10,000	10,000	0	100.0%
24	財 産 収 入	1,000	1,000	0	100.0%
25	一般会計繰入金	310,000,000	328,000,000	△ 18,000,000	94.5%
26	基盤安定(軽減分)	119,000,000	122,100,000	△ 3,100,000	97.5%
27	基盤安定(保険者支援分)	64,300,000	65,800,000	△ 1,500,000	97.7%
28	職員給与費等	76,900,000	87,400,000	△ 10,500,000	88.0%
29	出産育児一時金	5,600,000	5,600,000	0	100.0%
30	財政安定化支援事業繰入	44,200,000	47,100,000	△ 2,900,000	93.8%
31	基金繰入金	50,000,000	1,000	49,999,000	5000000.0%
32	繰 越 金	10,000	10,000	0	100.0%
33	諸 収 入	7,160,000	7,190,000	△ 30,000	99.6%
	歳入合計A	3,507,000,000	3,609,000,000	△ 102,000,000	97.2%

資料5-1【6 審議③】

(単位:円)

	歳 出	H31 予算額	H30 当初予算額	比較	前年度比
1	総務費	75,808,000	80,644,000	△ 4,836,000	94.0%
2	保険給付費	2,503,435,000	2,641,215,000	△ 137,780,000	94.8%
3	一般療養諸費	2,475,230,000	2,601,830,000	△ 126,600,000	95.1%
4	療養給付費	2,150,010,000	2,255,980,000	△ 105,970,000	95.3%
5	療養費	17,910,000	21,630,000	△ 3,720,000	82.8%
6	高額療養費	306,760,000	323,670,000	△ 16,910,000	94.8%
7	高額介護合算	500,000	500,000	0	100.0%
8	移送費	50,000	50,000	0	100.0%
9	退職療養諸費	9,990,000	21,000,000	△ 11,010,000	47.6%
10	療養給付費	7,000,000	17,900,000	△ 10,900,000	39.1%
11	療養費	170,000	160,000	10,000	106.3%
12	高額療養費	2,750,000	2,870,000	△ 120,000	95.8%
13	高額介護合算	50,000	50,000	0	100.0%
14	移送費	20,000	20,000	0	100.0%
15	審査支払手数料	5,810,000	5,980,000	△ 170,000	97.2%
16	出産育児一時金	8,405,000	8,405,000	0	100.0%
17	葬 祭 費	4,000,000	4,000,000	0	100.0%
18	国保事業納付金	874,025,000	833,312,000	40,713,000	104.9%
19	保健事業費	49,023,000	48,989,000	34,000	100.1%
20	特定健康診査等	34,735,000	34,639,000	96,000	100.3%
21	国保普及事業	14,288,000	14,350,000	△ 62,000	99.6%
22	基金積立金	10,000	10,000	0	100.0%
23	諸支出金	4,320,000	4,330,000	△ 10,000	99.8%
24	予備費	379,000	500,000	△ 121,000	75.8%
	歳出合計B	3,507,000,000	3,609,000,000	△ 102,000,000	97.2%

国民健康保険事業特別会計予算 項目説明

【歳入】

歳入項目		説明
1	国民健康保険税	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
16	督促手数料	保険税が納期限内に納税されない場合に発送する督促状の手数料(100円)
18	県補助金 普通交付金	市国保が支払った保険給付費(一般療養諸費、退職療養諸費、審査支払手数料)の全額を県が負担するもの
19	県補助金 保険者努力支援	保健事業等各国保保険者の取り組み状況に応じインセンティブでもらえる金額が増減する特別交付金
20	県補助金 特別調整交付金分	国の示す取り組みを行った保険者に対し費用額に応じて交付される特別交付金
21	県補助金 県繰入2号	県の交付要綱にもとづく取り組みに対し交付される特別交付金
22	県補助金 特定健康診査等負担金	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の2/3を県が負担
23	財政安定化基金交付金	やむをえない事情により保険税収入が不足し県納付金を支払えない場合などに県の財政安定化基金をからうける交付金
24	財産収入	基金の運用収益など
25	一般会計繰入金	基盤安定繰入金、財政安定化支援、出産育児一時金、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
31	基金繰入金	必要に応じ国保財政調整基金から繰入を行うもの
32	繰越金	前年度からの繰越
33	諸収入	延滞金、第三者行為(交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する)納付金などの収入

【歳出】

歳出項目		説明
1	総務費	国民健康保険事業運営に要する事務費、保険税の賦課徴収に要する費用、運営協議会に要する費用
2	保険給付費	医療給付費の支払いに要する費用
15	審査支払手数料	国保連合会で行うレセプト審査支払に関する手数料
16	出産育児一時金等	被保険者が出産した時に支給する一時金(1件42万円又は40万4千円)
17	葬祭費	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用(1件5万円)
18	国保事業納付金	県が支払う保険給付費等交付金等の費用、後期支援金の費用、介護納付金の費用に充てるため、市町村が県へ納付する
20	保健事業費 特定健康診査等	特定健診・特定保健指導に要する費用
21	保健事業費 国保普及事業	人間ドック・脳ドック費用助成などに要する費用
22	基金積立金	国保財政調整基金に積立てる費用
23	諸支出金	保険税の還付金などに要する費用
24	予備費	緊急的な支出に対応するための予算